

令和7年分所得税の還付・確定申告について



次の日程で令和7年分の確定申告窓口を役場1階中会議室にて開設します。詳細は、広報あつけし2月号でお知らせします。

2月12日(木)、13日(金)

2月16日(月)から3月16日(月)

e-Taxによる申告書作成補助窓口

マイナンバーカードとスマートフォンを使って、e-Taxで申告書を作成する補助を行います。

還付申告

医療費控除やふるさと納税など、申告することで所得税が還付になる人の申告を行います。(※)

確定申告

営業所得・不動産所得のある人や複数箇所から給与を受けている人などの所得税の確定申告を行います。



※e-Taxによる電子申告および釧路税務署は、令和8年1月5日(月)より還付申告受付開始

\\ e-Taxでの申告は、メリットがたくさん！ //

電子申告(e-Tax)は、書面で申告するよりもメリットがたくさんあります！

マイナンバーカードをお持ちの方はぜひご利用ください。



24時間いつでも申告OK



書面提出よりも所得税が早く還付される



税務署や役場への来庁不要



添付書類の一部が省略可能

【注意】今年から移動窓口が廃止になります

国は、自治体情報システムの標準化及び共通化の取組を推進するため、令和3年9月1日に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を施行しました。

これによりシステムが変更となり、役場庁舎外で確定申告を行うことができないため、**令和7年まで上尾幌・尾幌・湖南地区で開設していた確定申告移動窓口は、令和8年以降実施することができなくなりました。**

申告をされる人は、上記期間中に役場で申告をするか、釧路税務署またはe-Taxで申告するようお願いします。

●お問い合わせ／課税係、釧路税務署 ☎0154-31-5100